

○ 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条の二）</p> <p>第二章 財務報告に係る内部統制の評価（第四条・第五条）</p> <p>第三章 財務報告に係る内部統制の監査（第六条—第十条）</p> <p>第四章 外国会社の財務報告に係る内部統制（第十一条—第十七条）</p> <p>第五章 雑則（第十八条—第二十一条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>三の二 外国会社内部統制報告書 法第二十四条の四の四第六項において準用する法第二十四条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社内部統制報告書をいう。</p> <p>四～十 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 財務報告に係る内部統制の評価（第四条・第五条）</p> <p>第三章 財務報告に係る内部統制の監査（第六条—第十条）</p> <p>第四章 外国会社の財務報告に係る内部統制（第十一条—第十三条）</p> <p>第五章 雑則（第十四条—第十七条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>四～十 （略）</p>

(外国会社の代理人)

第三条の二 外国会社は、法第二十四条の四の四第一項の規定による内部統制報告書若しくは同条第六項において準用する法第二十四条第八項の規定による外国会社内部統制報告書又はこれらの訂正に係る書類を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、これらの書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するものを定めなければならない。

(内部統制報告書の記載事項)

第四条 (略)

2 外国会社が提出する内部統制報告書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。この場合において、当該書面が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一 内部統制報告書に記載された代表者が当該内部統制報告書の提出に関し正当な権限を有することを証する書面

二 当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該内部統制報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

(外国会社内部統制報告書の提出要件)

第十四条 法第二十四条の四の四第六項において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、内部統制報告書を提出しなければならない外国会社が内部統制報告書等(法第二十四条

(新設)

(内部統制報告書の記載事項)

第四条 (略)

(新設)

(新設)

の四の四第六項において準用する法第二十四条第八項に規定する内部統制報告書をいう。)に代えて外国会社内部統制報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(外国会社内部統制報告書の提出等)

第十五条 法第二十四条の四の四第六項において準用する法第二十四条第八項の規定により外国会社内部統制報告書を提出しようとする外国会社は、外国会社内部統制報告書及びその補足書類(法第二十四条の四の四第六項において準用する法第二十四条第九項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する補足書類をいう。第十七条第二項第一号において同じ。)三通を関東財務局長に提出しなければならない。

2 法第二十四条の四の四第六項において準用する法第二十四条第九項に規定する外国会社内部統制報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第二号様式のうち次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

- 一 「1 財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項」
- 二 「2 評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項」
- 三 「3 評価結果に関する事項」
- 四 「4 付記事項」

(新設)

五 「5 登記事項」

3 法第二十四条の四の四第六項において準用する法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 外国会社内部統制報告書に関し、第十三条各号に掲げる事項に相当する事項を日本語によって記載したもの

二 第二号様式による内部統制報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社内部統制報告書の記載事項との対照表

三 金融庁長官が公益又は投資者保護の観点から必要と認めて指示する事項を日本語によって記載したもの

四 外国会社内部統制報告書に記載された代表者が当該外国会社内部統制報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

五 当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該外国会社内部統制報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

六 第三号様式により作成した書面

4 前項第四号及び第五号に掲げる書類が日本語又は英語によって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(外国会社訂正報告書の提出要件)

第十六条 法第二十四条の四の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）において準用する法

(新設)

第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、外国会社が訂正報告書に代えて外国会社訂正報告書（同項に規定する外国会社訂正報告書をいう。次条第一項において同じ。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（外国会社訂正報告書の提出等）

第十七条 第十五条第一項及び第三項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、外国会社が外国会社訂正報告書を提出する場合について準用する。

2 法第二十四条の四の五第三項において準用する法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日本語によって記載したものとす。

- 一 訂正の対象となる内部統制報告書及びその補足書類の提出日
- 二 訂正の理由
- 三 訂正の箇所及び訂正の内容

第十八条・第十九条 （略）

第二十条 第十八条の規定による内部統制報告書には、次の事項を追加して記載するものとする。

- 一 （略）
- 二 第十八条の規定を適用しないで作成する場合との主要な相違点

（新設）

第十四条・第十五条 （略）

第十六条 第十四条の規定による内部統制報告書には、次の事項を追加して記載するものとする。

- 一 （略）
- 二 第十四条の規定を適用しないで作成する場合との主要な相違点

第二十一条 米国式連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が第十八条の規定により内部統制報告書を作成する場合には、当該会社の作成する内部統制報告書に対して実施される監査証明は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、米国における一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査に関する基準及び慣行に従って実施することができる。

2
(略)

第十七条 米国式連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が第十四条の規定により内部統制報告書を作成する場合には、当該会社の作成する内部統制報告書に対して実施される監査証明は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、米国における一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査に関する基準及び慣行に従って実施することができる。

2
(略)

